

財務省告示第二百七十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成二十年九月二十五日

財務大臣 伊吹 文明

（別表）

合 計	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称
	第一回	記号
万九百八 円百八 億 十六 五千	万九百八 円百八 億 十六 五千	総額面金額の
六百百 八十七 万億九 八 千	六百百 八十七 万億九 八 千	総買入価額の